

特別研究生出席祝辭

“Parikarpita, Vikalpita, Dharmatā” の考察

畠 十 晴 輝

唯識思想の根幹をなす「自性の性格規定」(lakṣaṇa) は張り多様といふが、やむだる 1 つとして標題の如く “parikalpita, vikalpita, dharmatā” の 3 つを規定するものである。〔註〕 Madhyānta-vibhāga-Bhāṣya (MV-Bhāṣya, ed. by Nagao, Ch. 3, K. 16, p. 44), Abhidharma-samuccaya (AS, ed. by Gokhale, The Journal of the Bombay Branch of Royal Asiatic Society, vol. 23, 1947, p. 29)、及ぶ Prajñā-paramitā-sutras に屬する Maitreya-pariprcchā-parivarta (MP, ed. by E. Conze & S. Iida, “Maitreya's Questions” in the Prajñāpāramitā, Mélanges d'indianisme à la memoire de Louis Renou, 1968, pp. 237-239) に於ける如きがその例である。

以上は自性を本質的に規定する例による MV Ch. 1, K. 5 を挙げるが、〔註〕 MV-Tīkā, p. 116, 10 に於ける。それは “artha, abhūtapatrikalpa, drayābhāva” の 3 つである。この場合の依他起性の規定に相当する abhūta-parikalpa には 1 義が認められる。「実在しない」者が、「現は衰へて、あらざ、これによらず分別せられ」〔註〕 MV-Tīkā, p. 13, 18-19]

abhiṭṭaparikalpa に「意義のへやかkarana (Instrumentality) の意味で用ひるべき」〔註〕 MV-Tīkā, p. 22, 14-15, p. 23, 2-3 に 11 の偏頗参照。他方同様に abhiṭṭa-parikalpa によって規定される依他起性が adhikaraṇa の意味で用ひられる例は 3) Mahayāna-saṅgraha (MS) Ch. II の冒頭の規定を擧げる。即ち、「トーハヤ識を種子として [生]」、abhūta-parikalpa に包括される語の識知 (vijñapti) は、識知に他ならぬが、存在しない錯謬した対象が顯現する所依となる。その識知が依他起性である。〔註〕 MS, ed. by E. Lamotte, Ch. II, S. 2, pp. 24-25. 取意。また他のいふは、同 MS Ch. II, 16 からも確かである。即ち、「parikalpa があら parikalpya があらなど」と、遍計所執性が「成立する」に當らず、而る parikalpa はだ意識であり、parikalpya は依他起性であるに當る。そして続けて「依他起性に於ける (paratantra-svabhāve)、ある形象 (ākāra) をもて分別された (parikalpita) 嘘幻のその「形象」が、の場合遍計所執性 (parikarpita-svabhāva) である」。従つて、即ちも依他起性は分別の所依を意味して adhikaraṇa で用ひられ、しかもそれが parikalpya へ規定されてくる。即ち分別あるのは執着の所依とは、それが指し向けられてくる対象であるにあらじ意味する。たゞ、分別されたことの如きの対象〔MV Ch. I, K. 5 や如く artha〕には因別されねばならない。即ち取扱う例としての依他起性を而して挙げよう。即ち、

3) Tīkā-vikalpita は、其規定に限り、先に挙げた 3 つのテキスと比較する。これらとのテキストに共通して言えるのは、蘊界処等の諸法を熟知する kausalya、またはその法の差異を熟

知らぬる (prabhedā) が主題となつてゐる。MV-Tikā は從つて要約すれば、「色・受、乃至有為・無為のいた名辞をもつて表現されたもの」名々ば、「parikalpita, vikalpita, dharmanātā」による三つの觀点に基いて、それを三つの辯述を有する。ルンバウハに熟知するのである〔註〕 MV-Tikā, p 140, 5)。先づ MV-Bhāṣya では、「vikalpita やおもむきは辯」にしての依他起性である。なぜならそれを対して (tatra) 色の分別がなされるからである」と言ふ。この場合の「それに対する」とは、vikalpita である辯に対する、といふ意味である。MV-Tikā は所依 (adhiṣṭhāna) へ解す〔註〕 ibid. p 140, 8)。更におまかし、色といふ表象をもつた識に対し (rūpa-pratibhāsa-vijñāne)、眞実を見ざるものたちにより、色の概念 (samjnā) をもつて色の執着がなされる (rūpābhinnivēśāḥ kriyate)、又解す〔註〕 ibid. p 139, 6-7)。AS やは、「蘊界処が vikalpita であり、それに對して我など (ātmāti va sattvo, jīvo, etc.) が分別される」と言ふ。AS-Bhāṣya は、「それに對して、我等の眞実ならざる分別が起る」と言ふ。〔註〕 AS-Bhāṣya, ed. by N. Tatia, p 45, 18)。MV-Bhāṣya とほほ同様な解釈を与えてくる。ところが、所依としての依他起性を MS やは、「アーラヤ識より生じた識知」とし、MV-Tikā では「色等の表象をもつた識」というのに對して、何れも簡単な蘊界処とするにすぎない。この意味で、「」の例外を除いて蘊界処の實在性に何ら制限が加えられない。(ほかに pudgala-nairātmya が主張するが dharma-nairātmya は主張しなが故に) AS は Hīnayāna の見解を前提とする、といわれている。然し「自性の説とも関連する四尋思説を述べるなかで、事尋思に關し、「蘊界処の相は〔名身等によって色等と表現されたとおりにそのまゝ〕す

に成立してゐるやうだな」(註) AS, Peking ed. p 265, 122b)。MV-Tikā が、先の三つの規定を述べたあと続いて、この四尋思説について名 (nāma) と事 (vastu) と相当する名と義 (artha) の問題を展開し、名義が vācya-vācaka の関係を離れてくる。つまり、義が名による表現のおも存在しないことを論じてゐる。これは vikalpita として規定されている依他起性的性格を述べているものに他ならないことを考え合わせると AS の事尋思を述べる一節は、蘊界処の實在性に言及するものであり、これが、vikalpita としての蘊界処と何ら関連しないものであるとは言ひ切れない。

次に MP では、vikalpita である色及至仏法とは、表現形態の因である事を、分別にすぎないという真理性のもとに定置すること、またそれを分別によって表現することである、と述べている。rijida は「二重に性格づけられてゐる。その第一は、先に述べた事尋思に関連したものであり、また MS 中の規定にある「諸の識知が識知にすぎないものである」という一文に相当する。第二は、MV-AS 中や、「それに對して分別がなされる」といわれているものに相当する。ところで、vikalpita、といふ言葉は、分別の所依となり対象であるものを指す。そしてそのことは、この MP の規定中の「表現形態の因 (nimitta)」といふ言葉や、それが「分別によつて表現」される対象のことからも知られる。しかし、その「表現形態の因である事」がそのまま vikalpita なるものであるとは明言されていない。MP は、「表現形態の因である事」を主題としつつ、それが何であるかを明確するなどを巧妙に避けているかのようである。他方 MS や MV-Tikā では、それを極めて明瞭に組織立ててゐると言える。